

熊本市物品調達に係る定例見積（随意契約）説明書

熊本市総務局契約監理部契約政策課

1. 趣旨

この説明書は、熊本市総務局契約監理部契約政策課（以下、「契約政策課」という。）で実施する物品調達（修理を含む、以下同じ。）に係る定例見積及び随意契約について、必要な事項を記載するものです。

2. 用語の定義

（1）定例見積（オープンカウンタ方式）

定例見積とは、物品調達における見積合わせのため、くまもと県市町村電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用して、見積の相手方を特定せず、調達内容・数量等を公示し、参加を希望するものから幅広く見積書を徴すること。

（2）随意契約（指名方式）

随意契約とは、特定の物品調達のため、電子入札システムを利用して、特定の相手方を指名し、見積書を徴すること。

3. 対象案件

定例見積および随意契約の対象となる案件は、1件の予定価格が160万円以下のすべての物品調達です。

ただし、緊急で定例見積または随意契約を行う場合、電子入札システムを使用せずに実施する場合があります。

なお、契約政策課以外の各課で執行する案件は、本説明書で言う定例見積及び随意契約の対象外となります。

4. 参加資格要件

定例見積及び随意契約に参加することができる者は、次に定める要件をすべて満たす者とします。

ア	熊本市物品売買（修理）契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱」（平成13年10月1日施行）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
イ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
ウ	定例見積または随意契約案件に応札する日及び開札日に、熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
エ	電子入札システムの利用者登録が完了している者であること。

5. 実施方法

(1) 定例見積

①公告（案件情報公開）

定例見積を実施する案件は、案件名称、業種、納期、仕様書等の必要な案件情報を、電子入札システムにおける入札情報公開サービスにより公告します。入札情報公開サービスには、下記によりアクセスし、案件情報を確認してください。

【入札情報公開サービス】

くまもと県市町村電子入札システムホームページ

> 入札情報公開サービス > ■物品・委託等 入札情報公開サービス

【くまもと県市町村電子入札システムホームページ】

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

②実施日程

案件情報の公開及び提出された見積書の開札は、原則として次の日程で週2回実施します。

日程	区分	公告	開札
1回目	備品・消耗品	毎週月曜日	毎週水曜日
	印刷物のみ	毎週火曜日	
2回目	備品・消耗品	毎週水曜日	毎週金曜日
	印刷物のみ	毎週木曜日	

※一週間の日程イメージ

(備品・消耗品)

処理	月	火	水	木	金	土	日
公告	公告①	└─┘	公告②	└─┘		／	／
開札		└─┘	開札①	└─┘	開札②	／	／

(印刷物のみ)

処理	月	火	水	木	金	土	日
公告		公告①		公告②		／	／
開札		開札①		開札②		／	／

③公告および見積書提出締切時間

案件の公告および見積書の提出を締切る時間は下記のとおりです。

ただし、案件によって変更する場合がありますので、入札情報公開サービス上で必ず確認してください。

公告・締切	時間
公告	原則、公告日の 午前7時
見積書提出締切	原則、開札日の 午後2時

④見積書の提出

- ア. 定例見積に参加する場合は、公告に記載した日時までに電子入札システムにより見積書を提出してください。電子入札システムにおいても、一度提出された見積書の取消し、差換え、撤回等の処理は出来ません。
- イ. 数量、単価等を誤って見積書を提出し、落札しても契約意思のない場合は、必ず開札の前までに見積辞退届（別紙様式1）を提出してください。その届出に記載された理由が錯誤による見積と認められるものについては、開札時にその見積書を無効とします。
- ウ. 見積辞退届の提出が無く、落札した後に契約を辞退するときは、指名停止等による措置を行う場合がありますので御注意ください。
- エ. 定例見積への参加に、電子入札のためのICカードは必要ありません。また、電子入札システムによる見積書の提出は、契約政策課内に設置しているパソコンからでも行うことができますが、設置台数が1台のため混雑する場合があります、ご注意ください。

⑤留意事項

- ア. 公告（開札）日が祝日にあたる場合や、公告日から開札日までの間に祝日がある場合は、公告（開札）日をその前日または翌日にする等の調整を行うことがあります。
- イ. 公告から開札までの期間は、調達する案件によって延長する場合があります。
- ウ. 印刷物や縫製品等の製作物については、公告情報の他原稿、見本等を契約政策課内に設置する場合があります。その際は、その旨を入札情報公開サービスにおける案件情報の「入札揭示」部分に掲載します。
- エ. 内訳書が必要な案件については、その旨を入札情報公開サービスにおける案件情報の「入札揭示」部分に掲載し、仕様書と併せて内訳書の様式を揭示します。
- オ. 公開した内容に誤りがあった場合、案件内容の訂正又は見積合わせの取止めを行い、その旨を入札情報公開サービスにおける案件情報の「入札揭示」部分に掲載します。

(2) 随意契約

①見積依頼

随意契約を実施する案件は、案件名称、業種、納期、仕様書等の必要な案件情報を、電子入札システムおよびFAXにより、見積徴取業者へ見積依頼を行います。FAXでお送りする仕様書等により、案件情報を確認してください。

②実施日程及び時間

随意契約の見積依頼及び提出された見積書の開札は、**随時**行いますので、電子入札システムおよびFAXによる見積依頼により、見積書の締切り時間等を確認してください。

③見積書の提出

※（１）定例見積の「④見積書の提出」と同様。

④留意事項

- ア. 見積書の提出状況により、開札時間を早める等の調整を行うことがあります。
- イ. 定例見積と同様に、印刷物や縫製品等の製作物については、原稿、見本等を契約政策課内に設置する場合があります。その際は、その旨を見積依頼の中でお知らせします。
- ウ. 内訳書が必要な案件については、その旨を見積依頼の中で明示し、仕様書と併せて内訳書の様式を送付します。
- エ. 見積依頼した内容に誤りがあった場合、案件内容の訂正又は見積合せの取止めを行い、その旨を電子入札システムおよびFAXにてお知らせします。

6. 契約の相手方の決定

- (1) 開札の結果、有効な見積書の中で予定価格の制限の範囲内で最低の金額の見積書を提出した者を落札者として決定します。なお、開札の結果は、電子入札システムにより通知します。
- (2) 落札者となるべき同価格の見積書を提出した者が二者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。
- (3) 落札者が提出した見積書に単価、数量の誤り等があり契約辞退を希望する場合は、契約辞退届（別紙様式2）でその理由の詳細を届け出てください。
なお、契約辞退が認められた場合でも、指名停止要綱に基づく指名停止の措置等が行われます。その際、契約辞退届（別紙様式2）の提出がない場合、指名停止等の措置が重くなる場合があります、ご注意ください。

7. 契約の締結

- (1) 落札者は、電子入札システムによる落札決定の通知を確認したら、来庁もしくは電話により、原則、落札決定日の当日、速やかに契約政策課まで契約意思の有無について連絡してください。
- (2) (1)により契約意思の確認が取れた場合、その落札者を契約の相手方として契約締結手続きを行います。
- (3) 案件によっては、落札者に単価を確認させていただきますので、電話確認や内訳のわかる書類等の提出をお願いする場合があります。
- (4) 契約金額が30万円超の場合、請書の提出が必要となりますので、契約政策課で書式を受け取り、提出してください。
または、熊本市ホームページにおいて請書の様式（PDFまたはエクセル）を公開していますので、各自で請書を作成し契約政策課まで提出してください。

8. 開札結果の公表

(1) 定例見積および随意契約の結果は、入札情報公開サービスにおいて公表します。

(2) 公表に付する事項は、案件番号、案件名称、契約の相手方の名称及び決定金額、定例見積参加者の名称及び見積金額その他必要事項とします。

9. 無効な見積書

参加資格要件を満たさない者が提出した見積書、その他見積の参加条件に違反して提出した見積書はすべて無効とします。

10. 不調と再調達

定例見積または随意契約を行った結果、見積書を提出した者が無い場合、又は提出された見積書の額がいずれも予定価格を上回ったことにより落札者がいない場合は不調とします。

不調となった場合は、内容を見直し再度公告を行い、再調達を行う場合があります。

11. 納品検査

納品検査については、原則、納品場所にて物品調達の依頼課が行います。

ただし、1品100万円以上の物品については、契約政策課または技術管理課検査室が納品検査を行います。その際、日程調整等が必要となりますので、依頼課へ早めのご連絡をお願いします。

12. 指名停止等の措置

下記などの主な事項に該当する場合、指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を行います。

ア	見積に関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき
イ	落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しないとき
ウ	正当な理由なく契約を履行しないとき
エ	正当な理由なく納入期限までに納品が行われないとき
オ	その他契約条件に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき

13. その他

この説明書その他、電子入札システムを利用した定例見積および随意契約の実施については、熊本市電子入札（物品調達等）運用基準によることとします。

14. 問い合わせ先

熊本市総務局契約監理部契約政策課 物品契約班

電話：096-328-2137

FAX：096-359-7689

メール：keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp